

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」の概要に関するパブリックコメント手続の実施結果について

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」の概要に関するパブリックコメント手続の実施結果につきまして、下記のとおり公表いたします。

1 募集期間

令和3年1月25日（月）～令和3年2月8日（月）

2 募集結果

提出方法	人数	件数
郵送	1人	1件
ファクシミリ	0人	0件
電子メール	0人	0件
持参	0人	0件
合計	1人	1件

3 修正した件数

なし

4 意見の概要と市の考え方

次頁（裏面）のとおり

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課

電話 043-245-5228

ファクシミリ 043-245-5630

電子メール shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」の概要に対する意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	原案 修正
1	<p>現在、コロナ感染拡大にともない、特例措置として、地域活動支援センターの業務に、電話、メールによる支援を補助金の対象にさせていただいております。そのような配慮をしていただき、たいへんありがたいと思っています。感染者が多く発生している状況は、現在も続いています。今回の特例措置が、令和3年度も続くことを、強く希望します。</p> <p>また、コロナ感染をさけるための外出自粛とは別に、体調不良などの理由で、通所が難しい利用者も少なからず、いらっしゃいます。そういった方々に対して、支援が行えるように、コロナ収束後も、電話、メールを使った支援を地域活動支援センターの業務の中に組み込むことはできないでしょうか。</p>	<p>今回の「千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」に関わる内容ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>	なし